

(1)地域計画(案)について

策定年月日	令和7年3月 日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	宮城県富谷市 04216
地域名 (地域内農業集落名)	富谷全域 (富谷・一ノ関・二ノ関・三ノ関・志戸田・穀田・大童・今泉・大亀・石積・明石・西成田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	502 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	345 ha
② 田の面積	343 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	21 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	29 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	124 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	31 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

富谷市は宮城県のほぼ中央に位置し、仙台市に隣接する特性を生かし昭和50年以降、多くの住宅地が開発・分譲され、現在も新たな住宅地の供給が進められており、令和6年12月11現在の世帯数20,679世帯、人口52,396人に対し、農業経営体227世帯(専業16%・兼業84%)、農業従事者200人であり、農業を営む者は市内の1%程度であり、平均年齢は71歳である。(2020年農業センサスより) 本市における地域農業は稲作を基幹とし、農業後継者の不在や労働力不足、農業従事者の高齢化が進んではいないが、農業基盤整備を実施した北部地区と南部地区の農用地域は比較的地域の担い手への集積が進んでおり、農業振興地内の未整理田は、自作や保全管理がなされている。また、未相続農地や開墾田、 不整形地 等の条件の悪い農地では、非農家や受け手がいないため、休耕田となり、そのまま耕作放棄地に発展している農地も顕在化している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・基幹農業の稲作は、地域の担い手を中心とし、効率的に安定した農業とするため、圃場の拡大化を図り、集約化に取り組み、消費者ニーズに対応した市場評価の高いと推測される品種や環境保全米の栽培に取り組む。また、高収益作物の飼料用米や大豆などは、集落営農組織や認定法人が中心となり集団転作に取り組む。 ・畑作は、都市近郊農地を活かし、直売組織や認定法人、新規就農者が中心となり地域振興作物等の園芸に取り組む。 ・特産品のブルーベリーやハチミツは、生産組合やNPO法人、地域おこし協力隊が中心となり生産拡大やブランド強化を図っていく。 ・新規就農者や新規参入により、地域農業の可能性を広げ農業発展を目指す

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農用地約345haは水稻を主とし、農業上の利用を図る区域とし位置づけ、地域の担い手を中心となって効率的な利用を図れるよう、地域計画に基づき集約化を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	57	%	将来の目標とする集積率 61 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数は9箇所(一ノ関・二ノ関・三ノ関・志戸田・大童・今泉・大亀・石積・西成田)、団地面積は287ha(令和6年3月末現在)であり、担い手により目標年度までに団地面積の拡大を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
目標地図に位置づける者に対する集積・集約化を進めるため、農地利用最適化推進委員等と調整しながら団地面積の拡大を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
地区内で農地の貸借において、目標地図に位置づける者へ集約化するにあたり、農地利用最適化推進委員等と調整し、賃貸人及び担い手の貸付意向に配慮しながら活用していく	
(3)基盤整備事業への取組	
・既整備区域内の施設の老朽化が進んでいるので、再整備等については土地改良区を中心に検討していく。 ・農業生産効率(草刈りや水管理など)の向上を図るため、今後も農業を推進していく農地は用排水や農道の整備、農地の大区画化など、栽培条件に対応した整備を検討していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域の営農継続のため、新規就農者が参入しやすい環境作りに取り組み、新規就農者や地域おこし協力隊の移住定住により市内の農業者を増やし、さらには地域を担う「担い手」への育成に取り組む。 ・学校や地域教育において農業の魅力や、農業の必要性を学ぶなど、農業に関する興味や関心を持つよう取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応するため、営農活動の外部委託など様々なサービスを活用しながら経営の継続や効率化を図る。 ・効率的な営農に必要な支援に活用できる補助金など、行政と協力しながら有効に活用していく。 ・新規就農者確保に向けコンサル等も活用し、農業経営をサポートできるような取り組みなど積極的に推進する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①・イノシシ等侵入防止のため、引き続き物理柵を地域で協力し設置や管理を行う。
・実施隊員も高齢化が進んでいるので、若手の育成や技能継承に力を入れていく。
⑦継続的な農業を営むため、引き続き集落内の草刈りや水路、農道の維持管理などの共同活動に取り組む。
⑧農業用施設の老朽化が進んでいるので、持続可能な産地育成を図るため長寿命化に向け検討していく。
⑩・農業関連地域については、その地区を守っていくため、地域や集落で最適な土地利用の方法を検討していく。
・地域に合った遊休農地の活用事例等を参考にするなどして、今後の在り方を考えていく。
・農作物の収益性や販売手法など農業者への意識醸成のためマーケティング講習会などを活用する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。